

6 月定例会提出予定議案

条 例 ・ 事 件 決 議

令和 7 年 5 月 1 6 日

危 機 管 理 部

1 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県防災会議（以下、「防災会議」という。）での審議において、様々な分野の有識者からの多様な視点による意見を反映させ、もって防災減災対策を充実させるため、防災会議の委員の定数に係る規定について所要の整備を行う。

2 制定の概要

防災会議の委員の定数を75人以内とする（第2条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

この条例の施行後最初に学識経験のある者等のうちから任命される防災会議の委員の任期は、兵庫県防災会議条例の規定にかかわらず、令和8年12月31日までとする。